関島社会保険労務士事務所便り

2014年 10月号

社会保険労務士・行政書士 関 島 康 郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2-7-12 電話:03-3609-7668 FAX:03-3609-5010 HP: http://www.srseki.info



労災と健保では診療報酬が異なる

1点につき健保は10円、労災は12円プラスα

◆健康保険の医療費の仕組み

診療行為は「診療報酬点数表」という表で、診療行為の一つ一つに点数が定められています。

健康保険では、初診料 274 点、注射 18 点などと点数を合計し、1 点 10 円として医療費を計算する仕組みになっています。

患者は、特例者を除き3割の自己負担分 を窓口で支払うことになります。

<例> 診療報酬点数合計 759点 医療費 759点 \times 10円=7,590円 自己負担額 7,590円 \times 30%=2,277円

◆労災診療単価は1点12円

一方、労災保険では労災診療の特殊性から、診療報酬点数表の点数に労災診療単価を乗じて行っています。労災診療単価は1点12円となっており、全額労災保険から支払われます。

医療機関にとってみれば、健康保険より 労災保険の方が有利ということになります。 また、労災事故は複雑なものが多く、患部の汚染度が一般の私傷病に比べると広範囲、かつ深層にわたり、その処置に時間がかかるなど、ほかの社会保険にはみられない様々な特殊性があります。

これらの特殊性による医療機関の負担増 軽減のために、労災保険独自の算定基準(労 災特掲料金)も設けられています。

【労災特掲料金】

労災特掲料金には次のものがあります。 ①健康保険の診療報酬点数表において所定 点数は定められているが労災保険が別個に 料金を定めているもの(初診料、再診料等)

初診料: 3,640 円 (2,740 円) 再診料: 1,370 円 (730 円)

() 内は健康保険

②健康保険の診療報酬点数表上点数化されてはいないが、労災保険が独自に料金を定めているもの(再診時療養指導管理料等)

があります。

【労災保険の特例】

厚生年金未加入企業への指導が強化されます

国税庁の保有するデータで割り出し

◆「加入逃れ」の防止

政府は、厚生年金保険の加入逃れを防ぐため、国税庁が持つ企業の納付情報から未加入企業を割り出し、指導を強化することを決めました。来春にも着手するとしています。

もし、加入指導されたにもかかわらず、 これに応じない場合は、法的措置により強 制的に加入となることもあるようです。

◆厚生年金の未加入問題とは?

厚生年金は、正社員や一定以上の労働時間(正社員の労働時間の概ね4分の3以上)があるパート従業員やアルバイトが強制加入となり、事業主は加入を義務付けられています。

しかし、従業員と折半となる保険料の負担を逃れようと届出をしない企業があり、 問題となっているのです。

特に、パート・アルバイトを多く使用している企業の場合は、ルール通りに加入さ

せると保険料負担が過大なものとなり、企業経営を圧迫するという事情があります。 ただ、企業が厚生年金に未加入の場合、従業員は保険料が全額自己負担の国民年金に加入するほかなく、厚生年金と比べ将来もらえる年金額も減ってしまいます。

◆これまでの調査と何が違うの?

"国税庁が保有するデータを使って、未加入企業を割り出す"ということです。

これまで、厚生労働省は法人登記されている約449万社の中から未加入企業の調査をすすめていましたが、中には倒産していたり、休眠状態だったりする例も多くあることから、特定作業はスムーズにいきませんでした。

しかし、国税庁が保有するデータは「税金を納めている=実際に企業活動をしている」ということになり、特定作業が容易になるのです。

社会保険(健康保険・厚生年金)強制適用事業所とは

- 法人の事業所(株式会社・有限会社は勿論、すべての法人) 従業員が常時1人でもいれば強制適用事業所となります。
- 常時5人以上の従業員を使用する個人経営の事業所

但し、次の個人経営事業所は5人以上使用していても強制適用事業所になりません。

- ① 第一次産業(農林・水産・畜産業)
- ② サービス業(旅館・料理店・飲食店・理容業)
- ③ 法務業(弁護士・社労士・税理士等の事業所)
- ④ 宗教業(神社·寺·教会等)

注意 強制適用事業所以外の事業所も従業員の過半数の同意を得て加入することができます。(任意適用事業所)

社会保険(健康保険・厚生年金)に強制加入被保険者とは

- 常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者
- 常時5人以上の従業員を使用する個人経営の強制適用事業所に使用される者
- 任意適用事業所の認可を受けた事業所に使用される者(但し、個人事業主は、被保険者になれません。)

注意

- ① 法人の代表者又は業務執行者で法人から労働の対償として報酬を受けている者は被保険者となります。
- ② 通常の労働者の所定労働時間及び所定労働日数の概ね4分の3以上の者は被保険者となります。
- ③ 厚生年金保険の被保険者は70歳未満の者です。

諸手当の支給実態

◆企業はどんな手当を設けている?

厚生労働省の「就労条件総合調査」結果によると、支給企業数が多い順に通勤手当、役付手当、家族手当、技能・技術(資格)手当、住宅手当となっています。

規模に応じて設ける手当の傾向が分かれており、小規模企業では精皆勤手当・出勤手当が多く、大規模企業では住宅手当、調整手当、特殊勤務手当、単身赴任手当、別居手当、地域(勤務地)手当、特殊作業手当を設けるところが多くなっています。

◆正社員とパート社員では手当が異なる

独立行政法人労働政策研究・研修機構の 「企業の諸手当等の人事処遇制度に関する 調査」の結果によると、正社員とパート社 員では付ける手当に違いが見られます。

どちらも通勤手当と役付手当が上位2つですが、正社員では次いで家族手当、技能手当・技術(資格)手当、住宅手当が多いのに対し、パート社員では業績手当(個人、部門、グループ等)、技能手当・技術(資格)手当、精皆勤手当・出勤手当が多くなっています。

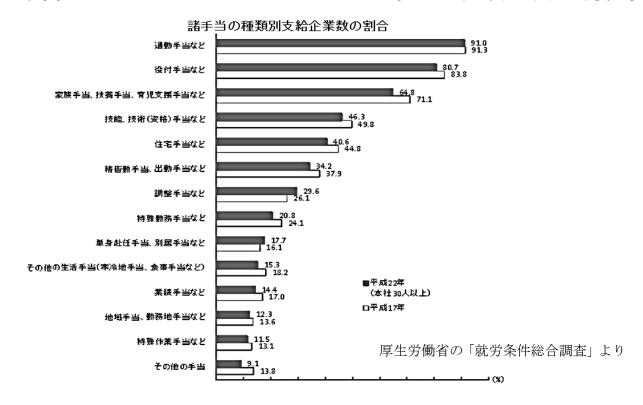
◆通勤手当の額はどのぐらいか?

上記の調査結果によれば、通勤手当の 1 人当たり支給額(月単位)は、正社員 12,477 円、パート社員 7,710 円となっ ています。

支給額について、39.3%の企業が上限額を設けており、その平均額は34,260円ですが、上限額に関する規定は大規模企業ほど設けているところが多いという特徴が見られます。

なお、正社員に通勤手当を支給する企業の割合が89.8%なのに対し、パート社員では76.4%と差が見られますが、この理由については、(1)交通費がかからない者を採用している(30.2%)、(2)交通費は基本給に含めて支給している(25.8%)、(3)自転車通勤のため算定困難(14.3%)となっています。

来春施行の改正パート労働法では、短時間労働者であることを理由とする不合理な差別的取扱いが禁止されることとなり、通勤手当についても違いを設ける場合には合理的な理由が必要となります。自社の規定がどうなっているか、チェックが必要です。



topic s

トピックス

●高額療養費の過払い・未払いが 1,000 件超

国民健康保険が高額療養費の患者側への払戻額を誤っていた問題で、過払い・未払いが182市町村と3つの国保組合で計1,055件(約650万円)となっていたことが、国民健康保険中央会の調査でわかった。市町村などは患者側に対し、不足分は追加支給し、過払い分は返金するよう求めている。(9月26日)

●雇用調整助成金の不正受給が5年で191億円

厚生労働省は、2009~2013 年度における「雇用調整助成金」の不正受給が191億円(1,265社)となったことを明らかにした。同省は不正が発覚した企業に対し受給した分の返還を求めるが、倒産により回収が見込めない可能性もあるとしている。(9月22日)

●創業 100 年以上の「長寿企業」、27,000 社

帝国データバンクが発表した「長寿企業の実態調査」結果によると、創業 100 年以上の「長寿企業」は2万7,335 社と判明、このうち 2014 年が創業 100 年目となるのは1,233 社。(9月18日)

●ハローワークの職業訓練に女性向けコース

厚生労働省は、2015 年度からハローワークに 女性向けの職業訓練コースを新たに設置する方 針を明らかにした。人手不足や技術伝承が課題と なっている製造業などで女性の就労を促進した い考え。子育て中の女性でも訓練を受けられるよ うに、施設内には託児所も併設される見込み。(9 月 21 日)

●65歳以上の人口が過去最高の3,296万人に

総務省が敬老の日に合わせて高齢者の人口推計を発表し、65歳以上の人口が3,296万人(前年比111万人増)、総人口に占める割合が25.9%(同0.9ポイント増)となり、いずれも過去最高を更新したことがわかった。75歳以上の人口は1,590万人、総人口に占める割合は12.5%となり、初めて8人に1人が75歳以上となった。(9月15日)

●健保組合の3分の2が赤字

健康保険組合連合会の 2013 年度の決算見込みが、1,162 億円の赤字となったことがわかった。 赤字の組合は全1,419 組合のうち、65%に当たる 927 組合に達した。2012 年度に比べ赤字の組合数 や額は減少したが、全体の約 40%にあたる 565 組合が保険料率を引き上げ、収支を合わせた実態が浮彫りとなった。(9 月 12 日)

●中小企業向けの「簡易型企業年金制度」を提案

厚生労働省が社会保障審議会(企業年金部会) を開催し、中小企業向けに手続きを簡素化した新 しい企業年金制度の案を示した。年内にも制度設 計等について詰め、来年の通常国会で関連法の改 正を目指すとしている。(9月11日)

●生活保護世帯数が過去最多の 160 万世帯に

厚生労働省が生活保護に関する集計結果を発表し、今年6月時点で生活保護を受給している世帯数が160万4,414世帯(前月比1,321世帯増)となり、過去最多を更新したことがわかった。受給者数は215万8,840人(同1,012人減)だった。(9月4日)

●高齢者の社会保障負担増 3割が「やむなし」)

厚生労働省が「高齢期における社会保障に関する意識等調査」の結果を発表し、現在の社会保障制度を維持するために「高齢者の負担増はやむを得ない」と回答した人の割合が30.4%(前回調査比7.8ポイント増)だったことがわかった。「現役世代が負担すべき」は、27.0%(同3.2ポイント減)だった。(9月1日)

●公務員の給与と賞与を7年ぶり引き上げ

民間企業の賃上げ動向を反映し、今年の国家公務員に対する人事院勧告は、2007年以来7年ぶりの月例給水準の引き上げとなった。ボーナスも月例給と同様、7年ぶりの引き上げとなり、4カ月台を回復した。勧告はまた、俸給表と地域手当の給与配分の変更を柱とする「給与制度の総合的見直し」の実施を表明。同見直しは俸給表水準の引き下げを伴うことなどから、国家公務員を組織する労働組合や、地方公務員への波及を懸念する自治労などは反対の姿勢を強めている。(8月7日)

